

売却区分 番号	1	見積価額	1,941,000円
------------	---	------	------------

財産の表示

(土地)

所在地 在：甲斐市下今井字鳴石
 地番 番：427番6
 地目 目：宅地
 地積 積：131.61㎡

以上登記簿による表示

財産の状況

- 対象物件は、南側で国土交通省所有の427番5(※)とほぼ等高に接面しており、間口は約20m、三角形の概ね平坦な土地である。
 (※) 427番5の大部分は国道20号線であるが、公売対象物件が接する部分の現況は空き地になっており、公売対象物件は国道20号線に接していない。
- 境界については、隣接土地所有者と協議すること。
- 対象物件上に建物登記はないが、令和5年8月1日に現地を確認したところ、プレハブ小屋1棟があり、その内外に動産が確認された。またプレハブ小屋には登記簿上の現所有者とは異なる名称や連絡先が記載された看板が設置されていた。動産等は公売対象外である。
- 対象物件内に電灯のようなものが1本設置されている。
- 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
 - ・非線引区域
 - ・建ぺい率 70%
 - ・容積率 200%
 - ・接道 なし
 - ・上水道 なし
 - ・下水道 なし
 - ・都市ガス なし
- 対象物件は、埋蔵文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。
- 対象物件の使用・占有状況及び対象物件内の動産類の所有権について対象物件所有者に文書で照会したが、令和6年3月8日現在回答はない。
- 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。
- 公共交通機関等について
 - [最寄駅] JR中央線「塩崎」駅から南方約500m
 - [最寄IC] 中央自動車道「双葉」スマートICから西方約2.5km

<その他>

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。
- ・国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできません。詳細は山梨県ホームページ、もしくは山梨県総合県税事務所滞納整理第一課にて確認してください。
- ・山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・山梨県は引渡しの義務を負いません。
- ・山梨県は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対する明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により山梨県が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。